



エーザイ豊友会会則・内規

エーザイ豊友会

〒112-8088

東京都文京区小石川4丁目6番10号

エランドビル内

電話番号 (03)3817-5306, 5310

FAX 番号 (03)3817-5307

メールアドレス hoyukai@nifty.com

ホームページ hoyukai.life.coocan.jp

エーザイ豊友会会則

(名称)

第1条 会の名称は、エーザイ豊友会(以下「本会」とする

(目的)

第2条 本会は、エーザイ豊友会会員(以下「会員」)の相互の親睦と扶助、会員とエーザイ株式会社の役員・社員との親睦を図るとともに、エーザイ株式会社との関係を緊密にし、相互の繁栄を目的とする

(会員)

第3条 本会の会員は、エーザイ株式会社に社員または役員として在籍した者で、次の各号のいずれかに該当し、本人が入会を希望して入会手続きをとった者とする

- (1) 定年時退職者
- (2) 役員を任期満了で退任または辞任した者
- (3) 前項で辞任し引き続き社員として在籍してその後退職した場合は次項を適応
- (4) 勤続15年以上で円満退職した者
- (5) その他、本部理事会で入会を認めた者

(入会)

第4条 本会に入会する者は、所定の手続をとりエーザイ豊友会内規(以下「内規」)に定める入会金および年会費を納める

(本会の構成)

第5条 本会は、本部と支部(以下「本・支部」)で構成し、それぞれに事務局機能を有する

- (1) 本部は、エーザイ株式会社本社近辺に所在する
- (2) 支部は、エーザイ株式会社事業所周辺地域の会員10名以上の要望に基づき、本部理事会の承認を得て発足し、その運営は内規による

(支部の設置と運営)

第6条 支部は、次のとおり設置し、各支部自己責任による自主運営とする

- (1) 北海道支部、東北支部、本庄支部、東京支部、中部支部、関西支部、九州支部を置く。甲信越地区は東京支部に、北陸地方は中部支部に、四国地方・中国地方は関西支部に所属する
- (2) 加入する支部は会員の希望先とするが、重複して加入することはできない
- (3) 支部は支部会則を定め、支部長ほかの役員を置く
- (4) 支部の活動は、一定の規準で本部から交付される交付金と、出席する会員から徴収する会費により運営される
 - (イ) 支部活動の状況および運営費の出納は、監事の定期監査を受ける
 - (ロ) 現金と預金通帳および帳票類は支部事務局に保管する
 - (ハ) 本部から支部への交付金は本部理事会において決定する

(役員)

第7条 本会の役員は、本・支部とも理事並びに監事を総称する

第8条 本会の本部役員とその定員を次のとおりとする

- (1) 会長(1名) …… エーザイ株式会社 CEO または会長もしくはその経験者
- (2) 理事長(1名) …… 本部理事会の審議を経て内定し、会長の承認を得た者

- (3) 本部理事(30名以内)…各支部長並びに東京支部理事、本庄支部副支部長
- (4) 事務局長(1名) … 理事長が指名した理事で、本部理事会の承認を得た者
- (5) 本部監事(3名以内) …本部役員が推薦して本部理事会で審議し、理事長の承認を得た者で、東京支部監事を兼務する

2. 支部役員

- (1) 支部長(1名)… 支部役員の決議により選任された者
- (2) 支部理事… 各支部規程で定員を定める
支部会員から推薦され支部長の承認を得た者
- (3) 支部監事(2名以内)…… 支部役員から推薦され支部理事会で審議し、支部長の承認を得た者

(役員の仕事)

第9条 本部役員の仕事は、次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表する
- (2) 理事長は、会長を補佐して会務を統括し、本部理事会を招集する
- (3) 本部理事は、同理事会の構成員となり、本会の運営に必要な事項の協議決定に参画する
- (4) 事務局長は、本会の事務を統括するとともに本部会計実務執行者を兼務する
- (5) 本部監事は、本会の財産および業務執行の状況を監査するとともに、本部理事会の構成員として出席する。また、財産の近況または業務の執行につき、非違を発見したときは、その都度本部理事会の招集を理事長に要請できる
- (6) 本部理事の中から豊友会だより担当責任者、HP 担当責任者、他プロジェクト等担当責任者を理事長が任命する

2. 支部役員の仕事は、次のとおりとする

- (1) 支部長は、支部方針に基づき円滑な運営に資する
- (2) 支部理事は、支部の運営に必要な協議決定に参画する
- (3) 支部監事は、本会の財産および業務執行の状況を監査するとともに、支部理事会の構成員として出席する。また、財産の近況または業務の執行につき、非違を発見したときは、その都度支部理事会の招集を支部長に要請できる
- (4) 支部理事の中から事務局長、会計担当職務責任者、豊友会だより HP 支部窓口責任者を選任し支部長が承認する

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、原則として4月1日より翌々年の3月31日までの2カ年とし、再任を妨げない。なお、監事については年度末監査の報告書作成日までを任期とする

(会議体)

第11条 本会は、本部において次の会議体を置く

本部理事会 …… 会長を除く本部役員で構成し、主に下記事項について協議、報告および承認する
議案は理事長が上程し、決裁は全理事から賛同を得ることを原則とする。ただし、万一全理事の賛同が得られない場合において、理事の過半数が賛同している議案については、理事長は

決裁することができる。会議の開催方法(対面、オンライン等)、場所、頻度は理事長に一任する

- ① 本会の事業方針、年度収支予算および決算
- ② 本会の運営に関わる基本的事項(会則及び内規の改訂等)
- ③ 本部役員人事
- ④ 理事長の運営方針、本部ならびに各支部の活動計画および実績の報告
- ⑤ 本会の運営に関わる事項(会員の動静など)の報告

2. 本会は、支部において、次の会議体を置く

(1) 支部理事会……支部役員で構成し、主に下記事項について協議、報告および承認する。決裁は全理事から賛同を得ることを原則とする。ただし、万一全理事の賛同が得られない場合において、理事の過半数が賛同している議案については、支部長は決済することができる。会議の開催方法(対面、オンライン等)、場所、頻度は支部長に一任する

- ① 支部の活動方針、年度収支予算および決算
- ② 本部理事会に諮る議案、報告事項等に関する事項

(2) 支部総会 …… 年1回開催し、本・支部の活動方針、年度収支予算計画及び決算等について支部会員に報告する。但し、支部総会の開催が困難な場合は、書面・電磁的方法(電子メール)等により報告する

(事業)

第12条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 支部総会・懇親会等
- (2) 会報「豊友会だより」の発行
- (3) 豊友会ホームページの運営・管理
- (4) 会員名簿の更新・管理
- (5) 会員の慶弔に関する事項
- (6) 会員とエーザイとの交流に関する事項
- (7) 同好会の開催
- (8) その他、本部理事会で決定した事項

(運営)

第13条 本会の運営は、入会金、年会費、臨時会費およびエーザイ株式会社からの協賛金をもってこれにあてる

- (1) 入会金 …… 入会時に内規に定める所定額を会員より徴収する
- (2) 年会費 …… 内規に定める所定額を会員より徴収する
- (3) 臨時会費 …… 支部総会等を開催するとき、その都度必要額を出席者より徴収する
- (4) 協賛金 …… エーザイ株式会社からの協賛金による

2. 本会は、寄付金を受けることができる

3. 会費等の改定は、本部理事会で決定する
4. 本会の会計は、「エーザイ豊友会会計規程」に定める

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする

(退会)

第15条 次の場合は退会とする

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会費の未納入が2年続いたとき
- (3) 会員からその旨の申し出があったとき
- (4) 公序良俗に反する言動が認められたとき

(事務局の設置)

第16条 本会の活動を推進するため、エランドビル内(文京区小石川 4-6-10)に本部事務局と、諸会議並びに東京支部の同好会活動に供するラウンジを設置する

2. 本部事務局には、事務局員を置く
3. 本部事務局は、本会の活動にかかわる記録を作成し保管する

(会則の改廃)

第17条 本会則の改廃は、本部理事会の決定による

(実施)

第18条 本会則は2024年4月1日より実施する

(以上)

<初回発行> 1984年10月1日

<改定履歴>

初回発行	1984年10月 1日		
1回目	1991年 4月 1日	10回目	2013年 11月 1日
2回目	1995年 4月 1日	11回目	2014年 4月 1日
3回目	1999年 4月 1日	12回目	2016年 4月 1日
4回目	2001年 4月 1日	13回目	2016年 10月 1日
5回目	2002年 4月 1日	14回目	2020年 4月 1日
6回目	2005年 4月 1日	15回目	2021年 1月 1日
7回目	2006年 4月 1日	16回目	2023年 4月 1日
8回目	2012年 9月10日	17回目	2024年 4月 1日
9回目	2013年10月 1日		

エーザイ豊友会内規

(目的)

1. 本内規はエーザイ豊友会会則、第12条・第13条に定める事業および運営につき、その円滑な進行を図ることを目的とする

(事業運営)

2. 各事業は次のとおり運営する
 - (1) 毎年度支部総会を開催し、親睦会は総会閉会后等に開催する
 - (2) 会報「豊友会だより」は毎年発行する
 - (3) 豊友会ホームページは会員を対象に公開し、記事内容は適宜更新して会員にホットな情報の提供を心がける
 - (4) 会員名簿の更新はその都度行い、その会員名簿は本部事務局で保管し、個人情報の漏洩防止の観点から会員への配付は行わない(個人情報管理については「豊友会個人情報管理規程」に定める)
なお、会員は住所等に変更が生じた場合は、速やかに本部事務局に連絡するものとする
 - (5) 慶弔
 - (イ) 会員が次の年齢に達するとき、長寿を祝って贈呈する
白寿(満99歳)、喜寿(満77歳)
 - (ロ) 喜寿は記念品(QUOカード5千円)を贈呈する
白寿は祝金2万円に簡潔な賀状を添えて、本部から当人のご自宅等に郵送する
 - (ハ) 会員が死亡したときは葬儀に間に合う限り、ご遺族の意向を確認した上で弔電(会長名)を供する
 - (ニ) 逝去の連絡をいただいた全てのご遺族に、故人の生前の本会へのご支援とご協力に感謝の意を込め、「花ギフト券」5千円を供する
 - (6) 同好会は、会員の自己負担による自主運営とする。新たに同好会を設立する場合は以下の条件を充たし、支部役員会で承認し理事長に報告する
 - (イ) 5名以上の参加が見込まれていること
 - (ロ) 主催者または責任者がいること
 - (ハ) 会の主旨と活動計画・内容を、発足の2か月前までに支部事務局に提出すること
 - (ニ) 参加可能な会員が自由に参加できるよう、ホームページなどで情報を提供すること
 - (ホ) 活動内容は、少なくとも年1回支部役員会に報告すること
 - (ヘ) 認定された同好会は以下の援助を受けることができる
 - ① エーザイ株式会社の了解を得てその施設を利用できる
 - ② 場合により支部会計から援助金等の支給を受けることができる
 - (7) 新たに対処が必要な事態等が発生した場合、その都度関係者で協議する
3. 入会金および年会費は下記方法により徴収する
 - (1) 入会金は1人につき2万円とし、入会時に徴収する

- (2) 年会費は2千5百円(手数料別)の徴収方法は以下の通り
 (イ) 当年度分を個人の取引口座からの自動振替で徴収する
 (ロ) 年次に自身で振り込みを希望する会員は、本部事務局からの請求により遅滞なく納める
 (ハ) 途中退会等の場合、前納年会費は返却しない

(協賛金)

4. エーザイ株式会社から協賛金を受ける場合がある

- (1) 年度協賛金
 (2) 特別な事業を行う場合の臨時協賛金

(内規の改廃)

5. 本内規の改廃は、本部理事会で決定する

(実施)

6. 本内規は2024年4月1日より実施する

(以上)

<初回発効> 1984年10月1日

<改定履歴>

1回目	1991年10月 1日	11回目	2015年 4月 1日
2回目	1995年 4月 1日	12回目	2016年 4月 1日
3回目	1999年 4月 1日	13回目	2016年10月 1日
4回目	2001年 4月 1日	14回目	2020年 4月 1日
5回目	2002年 4月 1日	15回目	2022年 4月 1日
6回目	2005年 4月 1日	16回目	2023年 4月 1日
7回目	2011年12月21日	17回目	2024年 4月 1日
8回目	2012年 9月10日		
9回目	2013年 5月 9日		
10回目	2014年 4月 1日		